

○内閣府告示第二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年九月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 篠山市
- 二 地域再生計画の名称 篠山市創造都市推進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 篠山市の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第二百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年九月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 徳島県勝浦郡上勝町
- 二 地域再生計画の名称 ゼロ・ウエイストブランドを活用した循環型町づくり構想
- 三 地域再生計画の区域の範囲 徳島県勝浦郡上勝町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 特定地域再生事業費補助金（四の六）